



工作物設置許可基準について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成10年3月5日

河 第 488 号
平成10年3月5日

（別紙関係機関）様

河 川 課 長
（公印省略）

工作物設置許可基準について（通知）

このことについて、建設省河川局治水課長から別紙のとおり通知がありました。
ついては、今後の河川占用の審査はこれによることとしますので御承知ください。

（別紙）
関係機関一覧表

知事部局
土木部
管理課長
道路課長
都市計画課長
下水道課長
港湾課長
砂防利水課長

農林水産部長

各土木事務所長

鳥取土木事務所長
郡家土木事務所長
倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
根雨土木事務所長

企業局長

各市町村長

社団法人 鳥取県測量設計業協会 会長
（住所：鳥取市本町3丁目102 鳥取商工会館4階）

平成10年1月23日
建設省河治発第6号

鳥取県土木部長 殿

建設省河川局治水課長

工作物設置許可基準について

標記については、平成6年9月22日付け建設省河治発第72号により通達しているところであるが、河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号）が平成9年12月1日から施行され、「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的として明示されたこと、並びに、近年光ファイバケーブル類、地下工作物及び船舶係留施設の設置要望が増加していること等に鑑み、この一部を別紙のとおり改めることとしたので通知する。

なお、貴都道府県下市町村に対しても周知方お願いする。